

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月28日
【会社名】	丸文株式会社
【英訳名】	MARUBUN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水野 象司
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋大伝馬町 8 番 1 号
【電話番号】	0 3 - 3 6 3 9 - 9 8 0 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 蟹澤 輝彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋大伝馬町 8 番 1 号
【電話番号】	0 3 - 3 6 3 9 - 9 8 0 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 蟹澤 輝彦
【縦覧に供する場所】	丸文株式会社関西支社 (大阪府大阪市中央区久太郎町 4 丁目 1 番 3 号) 丸文株式会社中部支社 (愛知県名古屋市中村区名駅南 1 丁目17番23号) 丸文株式会社大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町 1 丁目103番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成30年6月27日開催の当社第71回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金20円00銭

第2号議案 定款一部変更の件
「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」により、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区分が廃止され、労働者派遣事業に統一されたことに伴い、現行定款第2条の一部を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、水野象司、岩元一明、飯野 亨、藤野 聡、および小松康夫を選任する。

第4号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策の導入の件
当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大量買付行為への対応策を導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果および賛成割合（％）
第1号議案	216,413	662	6	（注）1	可決（99.69）
第2号議案	216,467	605	6	（注）2	可決（99.72）
第3号議案				（注）3	
水野 象 司	197,865	19,210	6		可決（91.15）
岩 元 一 明	210,019	7,056	6		可決（96.75）
飯 野 亨	215,459	1,616	6		可決（99.25）
藤 野 聡	210,773	6,302	6		可決（97.09）
小 松 康 夫	215,579	1,496	6		可決（99.31）
第4号議案	162,823	54,252	6	（注）1	可決（75.01）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上